

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

凡例

告示・通知

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20220422-1203

本資料は、2022年4月19日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

患者の状態に応じた在宅薬学管理の推進

★ 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算が絡む項目（オンラインの場合は算定不可）

在宅患者訪問薬剤管理指導料

麻薬管理指導加算

乳幼児加算

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

小児特定加算

在宅中心静脈栄養法加算

在宅患者緊急患者訪問薬剤管理指導料

麻薬管理指導加算

乳幼児加算

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

小児特定加算

在宅中心静脈栄養法加算

在宅患者緊急時等共同指導料

麻薬管理指導加算

乳幼児加算

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

小児特定加算

在宅中心静脈栄養法加算

薬剤師に期待される役割【2021年11月26日中医協総会資料より】

- ・処方提案 ・PCAポンプ等の使用に関する指導 ・レスキューの使用回数の確認、評価スケールを活用した疼痛状況の確認
- ・残液等の状況や副作用の状況について処方医へのフィードバック ・自宅環境に配慮した指導 ・退院調整 ・訪問看護との連携

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

(在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料)

算定要件	点数
<p>医療用麻薬持続注射療法を行っている患者に必要な薬学的管理指導を行った場合（麻薬管理指導加算の併算定不可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 患家を訪問し、麻薬の投与状況、残薬の状況、保管状況を確認（薬歴等に記載①） ● 麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無の確認（薬歴等に記載②） ● 麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱い方法も含めた保管取り扱い上の注意等の指導（薬歴等に記載③） ● 処方医に情報提供（薬歴等に記載④必要に応じて他の医療関係職種にも行う） ● 患者が使用する高度管理医療機器について保健衛生上の危害の発生防止に必要な措置 ● 薬歴等への記載「調剤管理料で求められる記載事項」＋「在宅患者訪問薬剤管理指導料で求められる記載事項」 ＋「①」＋「②」＋「③」＋「④の要点」＋「返納された麻薬の廃棄に関する事項」 	<p>250点</p>

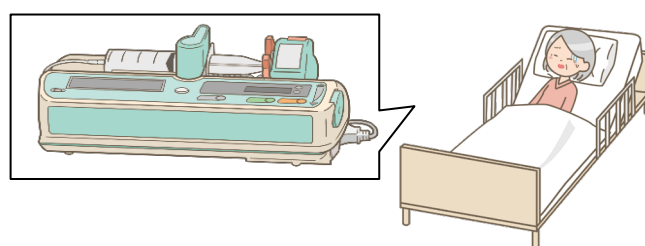
・麻薬廃棄届の写しの添付で差し支えないとされています

【2022年3月31日疑義解釈その1】

- ・在宅患者訪問薬剤管理指導料と同様に処方箋受付がない場合であっても算定可。
- ・在宅中心静脈栄養法加算との併算定可。

対象患者

- 医療用麻薬持続注射療法患者



施設基準

- 麻薬小売業者の免許
- 高度管理医療機器の販売業許可



・地域連携薬局であれば既にどちらの施設基準も満たしています

・薬局では処方箋に基づいて高度管理医療機器を支給する場合に限り要件を満たせば届出不要ですが、加算の算定に当たっては許可取得が必要です（届出様式に許可番号を記載）